

# 飲食店等に対する感染防止対策協力金

## 緊急事態措置（第14期）

<主な要請内容>

- 酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等  
休業
- 上記以外の飲食店等  
営業時間：午前5時から午後8時まで

前年又は前々年の 一日当たりの売上高	協力金の額(日額)
10万円以下	4万円
10万円以上 25万円以下	4万円から10万円 売上高×0.4
25万円以上	10万円

## 段階的緩和措置（第15期）

<主な要請内容>

- 彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店＋認証店  
営業時間：午前 5時から午後9時まで  
酒類提供：午前11時から午後8時まで
- 非認証店  
営業時間：午前 5時から午後8時まで  
酒類提供：終日、提供を自粛（飲酒の機会を設けないこと）

前年又は前々年の 一日当たりの売上高	協力金の額(日額)
8.3万円以下	2.5万円
8.3万円以上 25万円以下	2.5万円から7.5万円 売上高×0.3
25万円以上	7.5万円

※ 売上高減少額方式（大企業等）の場合は、売上高の減少額×0.4（最大20万円、下限なし）

# 非認証店への協力金支給

○国の通知により非認証店に支給

●非認証店

要請内容に協力した場合、非認証店にも協力金を給付

営業時間：午前 5時から午後8時まで

酒類提供：終日、提供を自粛（飲酒の機会を設けないこと）

## 県の対応

■彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店+（プラス）

認証数 24,350店（令和3年9月29日現在）

・認証を受けていない店舗への働き掛け

現在も認証手続受付中

申請店舗には、改めて認証を働き掛け

# 大規模施設等協力金

大規模施設等協力金は、緊急事態宣言が解除され、段階的緩和措置へ移行することにより実施しない。